

旅行条件のご案内

※下記のご案内は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。
詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので事前にご確認の上、お申込みください。

この旅行は、西鉄旅行株式会社（以下「当社」と云う）が企画・募集し実施する企画旅行で、お客様は当社と募集企画旅行契約（以下「旅行契約」と云う）を締結する事になります。当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行サービスを受ける事が出来る様に手配し、旅程管理をする事を引受けます。

旅行契約の内容・条件は、各コース毎に明示している条件の他、下記条件及び当社の旅行業約款によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社にご請求ください。

1.旅行の申込み及び旅行契約の成立

- (1)所定の申込書に所定事項を記入の上、申込金を添えてお申込みください。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」それぞれの一部又は全部として取扱います。
(2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
(3)お客様との旅行契約は、当社がご予約を承諾し申込金の受領をもって契約の成立となります。
(4)申込金（ひとり様）：20,000円

2.旅行代金のお支払い期限及び旅行代金の適用

- (1)旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日に当たる日より前にお支払い下さい。
(2)旅行代金は、パンフレットに記載しています。ご利用人数（入室条件）でご確認下さい。
(3)ご予約人数に変更が生じた場合は、係る入室人員条件の旅行代金に変更させて頂きます。
(例:大人4人でご予約の内、大人1名の減員が生じた場合は、大人3名入室時の旅行代金適用になります。)

3.旅行代金に含まれるもの及び含まれないもの

- (1)旅行日程に明示した交通機関の運賃・料金、宿泊料金、食事料金、観光料金、消費税、その他が含まれます。
(2)旅行代金に含まれる費用の内、運送機関の利用等は特に注釈がない限りエコノミークラス利用となります。
(3)旅行日程に明示した以外の交通費、飲食費及び観光費、個人的な飲食費・通信料、サービス料、専用個室追加代金、希望者のみが参加するオプショナルツアーダイアは旅行代金に含まれません。

4.旅行契約内容及び旅行代金の変更

- (1)当社は天変地異、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行（航）計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更する事があります。またその変更に伴い旅行代金を変更する事があります。
(2)著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更する事があります。
増額の場合は旅行開始の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前に通知します。
(3)（お客様の交替）お客様は当社の承諾を得て所定の手数料をお支払い戴く事により、交替する事ができます。

5.お客様による旅行契約の解除

- (1)お客様のご都合で旅行契約を解除される場合は下記の取消料をお支払戴きます。お取消しの連絡は、旅行の申込みを受けた販売店の営業時間内にのみお受けします。
(2)下記の場合は、取消料は戴きません。
①当社によって旅行契約内容に以下に例示する重要な変更が行われた時。(a)旅行開始日又は終了日の変更。(b)観光地、観光施設、その他の目的地の変更。
(c)運送機関の種類又は運送会社の変更。(d)運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更。(e)宿泊施設の変更。(f)宿泊施設の客室の種類・設備・景観の変更。
②上記4-(2)の規定に基づき旅行代金が増額された場合。③当社が確定日程表を表記の日程までに交付しない場合。④当社の責に帰すべき事由により、
当時の旅行日程通りの実施が不可能となった時。

解除時期など			取消料(違約料)
旅行開始日の前日から かのぼって	①21日目に当たる日以前		無料
	②20日目に当たる日以降8日目にあたる日まで		旅行代金の20%
	③7日目に当たる日以降2日目に当たる日まで		旅行代金の30%
④旅行開始日の前日			旅行代金の40%
⑤旅行開始日の当日			旅行代金の50%
⑥旅行開始日後の解除又は無連絡不参加			旅行代金の100%
お客様の都合でサービスの一部を利用しなかった場合又は旅行日程途中からの参加・離団の場合、権利放棄となり一切の払戻しは致しません			

6.当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は旅行契約を解除する事があります。（一部例示）

- (1)旅行代金が所定の期日までに支払われない場合。当社は当該期日の翌日に於いてお客様が旅行契約を解除されたものとし、上記当該解約日の取消料を違約料として戴きます。
(2)参加者が最少遂行人数（パンフレット記載の人員）に満たない場合。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目（日帰り旅行の場合は3日目）に当たる日より前に通知します。
(3)申込条件の不適合及び病気、団体行動への支障その他の理由により旅行の円滑な実施が不可能な時。

7.当社の責任及びお客様の責任

- (1)当社は当社又は手配代行者がお客様に損害を与えた時は損害を賠償致します。（お荷物に対する損害限度額は15万円）但し、天災地変、運送・宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらの為に生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難などの場合はその責任を負いません。

- (2)当社はお客様の故意又は過失、法令若しくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被った場合はお客様から損害の賠償を申し受けます。

8.特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、一定の補償金及び入院見舞金を支払います。

【国内総合保険加入のおすすめ】上記補償では、損害・治療等については充分な補償がありません。安心して旅行をして頂く為に、別途【任意保険】掛けられる様おすすめ致します。★★★当社にて取扱いができます。詳細については係員へお尋ねください★★★

9.旅程保証

旅行日程に5-(3)-①に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行業約款（企画旅行契約の部）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を支払います。但し1旅行契約について支払われる変更補償金の額は旅行代金の15%を限度とします。又1旅行契約についての変更補償金の額が千円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、追加代金を含めた金額です。

10.特別な配慮の申し出

お客様の状況によっては、当時の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。詳細は「旅行条件書」の「3.お申込み条件」を確認のうえ、特別な配慮、措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ずお申し出ください。

11.その他

- (1)天災地変、気象条件（台風・積雪・大雨など）、事故などの影響で運送機関の遅延、不通により生じる代替運送交通費の差額は・延泊宿泊費・食事代などの旅行代金に含まれない諸費用はお客様の負担となります。
(2)当社はいかなる場合でも、旅行の再実行は致しません。
(3)この旅行条件の基準日および旅行代金の基準日は右記の通りです。

基準日： 2024年3月1日

個人情報の取扱いについて

- 当社及び下記「販売店」欄記載の受託旅行業者は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のためにいただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要な運送・宿泊機関等）については当パンフレット記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までにお送りする確定書面に記載されています）の提供するサービスの手配及びそれらサービスの受領手続（以下「手配等」といいます。）に必要な範囲内、当社の旅行業約款上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、並びに旅行先のお土産品店でのお客様の買い物の便宜のため必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、お土産品店等に対し、お客様の氏名、パスポート番号を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。その他（1）当社及び当社と提携する企業の商品やその他、キャンペーンのご案内。（2）旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。（3）アンケートのお願い。（4）特典サービスの提供。（5）統計資料の作成。にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。